

第 1 2 回会議の概要

4 公判段階の手続の在り方

○ 公判準備及び公判審理の在り方

(2) 供述調書による立証の在り方

公判における供述調書による立証に関しては

- 参考人が死亡した場合などは供述調書がないと明らかに困る。また、証人が、被告人との人的関係などから最後まで本当のことを言わない場合もあり、321条1項2号は、検察官が公判供述よりも捜査段階の供述に特信性があることを明らかにすることを求めている。この規定は、公判中心主義のための規定と言えるのであり、問題は運用と条文が乖離していることにある。
- 被害者にとっては、緊張・恐怖等の精神状態下での公判証言よりも、捜査段階でしっかりと話を聞いてもらって作成された調書の方が事実を正確に理解してもらえらると思う。また、被告人に不利な証言をしづらい関係者や、被告人等からの報復を恐れて真実を証言できない者もいて、公判で必ずしも真実が話されるとは限らない。事案の解明のためには、捜査段階の調書も、信用性を十分に吟味して適切に活用していくことが重要である。
- 調書というものは非常に作文がしやすく、いつも真実が書かれているとは限らない。調書を一切証拠として採用するなど言うつもりはないが、適正に作成されたものかどうかを必ず検証できる供述調書だけが証拠として使われるように制度を見直していただきたい。
- 好意的なインタビュー記事ですら、不適切な言葉遣いやニュアンスの違い、事実関係の間違いなどがあるのだから、取調室で取調官がある疑いを持って質問をして作られた調書が正確に録取された調書であると認定できることが理解できない。基本的にそういう調書に信頼が置けるのか考え直した方がいい。
- 調書が残っていないと困る場合があるとの発言があったが、取調べの全過程を録音・録画するという制度が確立すれば、その録音・録画を証拠として使うということがあり得る。また、仮に調書というものを残すとしても、全過程を録音・録画することで初めて公判で調書を使えるという制度に改めるべきである。
- 刑訴法が、人の供述を証拠とするときは法廷で語ってもらうことを原則としている一番の基礎には、公開法廷でみんなが見ている前で、しかも被告人の目の前で堂々と語るということに信頼性の根拠があるという考え方があり、その基本は忘れてはいけないと思う。
- 取扱いが違うはずの参考人の調書と被疑者の調書が一律に議論されているし、調書裁判と言われる実態については、弁護側の同意により調書が採用されることが321条1項2号などで採用されることが仕分けされないで議論されているが、きちんと仕分けして議論しなければならない。また、供述調書の内容の正確性は、

制度上、供述者本人に読み聞かせてそれを確認してもらい署名をさせることで担保しようとしており、それで十分かという問題だと思う。

- 公判廷での供述を中心とすることが基本であることは一致しているのですが、そのようになっていないとすれば、法規定の要件の定め方に問題があるのか、それとも運用に問題があるのかを、過度の断定なく仕分けして議論する必要がある。

などとの見解が示された。

○ 公判において真実の証言・供述を得られやすくするための諸方策

(1) 被告人・証人の虚偽供述等への対処の在り方

被告人の虚偽供述に対する制裁については

- 公判審理をより一層充実させるためには、公判供述の真実性を担保することが重要であり、被告人についても、証人と同じように虚偽供述を処罰できるような仕組みを設けることが検討されるべきであり、このような仕組みを設けても、被告人の防御権が不当に制約されるわけではないと考える。
- 被害者は証人としてうそを言えば偽証罪に問われるのに、被告人はうそを言っても、あるいは責任転嫁をしても何の制裁もない現状は、極めて不公平で納得できない。真実を話すことが基本的な考えになったとき、えん罪防止にも大変役立つと思う。
- 日本と異なり、英米では、被告人は黙っておくこともできるが、話すのであれば証人となって偽証罪の制裁のもとで話すこととなる。一つの可能性としては、日本でも被告人に証人適格を認めるという組立ても有り得るのではないかと。
- 被告人が宣誓した上で証人として発言すれば信用してもらえらるるのであれば、証人になれる方がよいという気持ちもあるが、被告人に証人適格を認めることで、必ず真実が出てくるかという疑問もあり、言い逃れだと捉えられて偽証罪の嫌疑をかけられることは防御の妨げになるとも思うので、迷いはあるが、証人適格は認めない方がいいのではないかとと思う。
- 日本の現行の被告人質問に対する陳述は、被告人の当事者としての主張と証拠としての供述とがごっちゃになっており、そのため、被告人も偽証罪の対象となると、萎縮して防御上の主張ができないとの反論がなされる。しかし、防御上の主張と証拠としての供述とは一応区別できるものであり、被告人に証人適格を認め、宣誓の上証言しなければ証拠として扱われないとすることも、立法すれば可能と思われ、一度詰めて議論してみる必要がある。
- 被告人の供述が虚偽だと判断されれば、反省が足りないなどとして、その裁判自体で量刑が重くなるのが実情であり、被告人に偽証罪が適用されるとなると、プラス偽証罪がついてくることになるが、このような現状の量刑の実情も考慮した検討がなされるべきである。

などとの見解が示された。

(2) 司法の機能を妨害する行為に対する制裁の在り方

ア 被疑者・被告人による証拠隠滅・証拠偽造に対する制裁については

○ 被疑者・被告人以外の者が証拠隠滅や証拠偽造をした場合と、被疑者・被告人自身が同様の行為をした場合とで、捜査機関や裁判所の事実認定を誤らせる度合いに何ら違いはないにもかかわらず、被疑者・被告人の行為には制裁がないというのも不公平であり、処罰の対象とすべきである。

○ 被告人の虚偽供述を処罰の対象とすることと、被告人による証拠偽造や証拠隠滅についても処罰の対象とすることは確かに関連するが、前者は、被告人の公判廷での虚偽供述を処罰するかどうかの問題であるのに対し、後者は、捜査段階やそれ以前の行為も問題になるので、同一に論じることはできない。

などとの見解が示された。

イ 証人不出頭、宣誓・証言拒絶に対する制裁、証拠隠滅罪等については

○ 外国の制度と比較すると、我が国の証人不出頭や宣誓・証言拒絶に関する制裁は非常に弱く、担保措置として実効性があるか問題となり得る。また、証拠隠滅についても刑が軽く、罰則の引き上げを考えるべきである。さらに、証人等買収罪についてはかつて法案が提出されたが、改めて検討する必要がある。

○ 我が国の証人不出頭等について他国と比べて軽いというだけで外国と肩を並べるという理屈にはならず、他国の運用の在り方も研究して検討されるべきである。また、証人等買収罪については、対象犯罪を越境的な犯罪や犯罪組織に関わるものに限るのかなどといった要件をきちんと議論しなければならない

などとの見解が示された。

ウ その他、司法の機能を妨害する行為への対処として

○ 司法機能妨害に対する制裁について、刑罰を定めたり重くするのは象徴的には意味はあるが、刑罰となると、また捜査して起訴するという手続を踏まねばならず、実際には動きにくい。英米の法廷侮辱のように、いちいち起訴はしないが、裁判所の判断と命令で司法妨害的な行為をする者に対して、直ちに制裁を科す仕組みも検討する必要がある。

○ 捜査官は最も偽証してはならない立場であるのに、その意識が弱いように感じられるので、捜査官が自分の関わった事件の経過について偽証することを特別の犯罪類型として定め、また、付審判請求の対象として捜査官の意識を覚醒させることも必要ではないか。

○ 現行法では、召喚状が送達され、それに応じない場合に初めて証人を勾引できることとされているが、証人が召喚に応じないおそれがあることが事前に判明しているのに、不出頭を確認するためだけに期日を費やすのは無駄であるから、そのようなときには、召喚の手続を経ることなく証人を勾引できるようにすべきである。

などとの見解が示された。

5 捜査・公判段階を通じての手続の在り方

○ 被疑者・被告人の身柄拘束と国選弁護の在り方

(1) 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方

被疑者・被告人の身柄拘束の在り方については

- 身柄拘束に関しては、任意捜査の原則が直截的な形で明文化されていないこと、逮捕・勾留手続を定めた条文が旧刑訴法の影響を残して錯綜を極めていること、否認すると直結して身柄拘束を続けるという運用がなされて条文と乖離しているなどの問題があり、否認と罪証隠滅の疑いをつなげて解釈してはならないとの規定が必要かもしれない。他方、罪証隠滅を疑わせる行為を禁じる保釈条件の違反に刑罰を科して保釈条件を保障する制度も考えられる。
- 否認や黙秘が身柄拘束の理由となることはないようにすること、また、一定の命令を付して、その命令に違反した場合に初めて勾留するとするような、勾留と在宅の中間的形態を取り入れること、さらに、起訴前保釈等、一旦勾留がなされた場合であっても、それを見直せる実効性ある制度を検討することが必要ではないか。そのほか、未決勾留日数の全部算入を必要的とする制度も有り得る。
- 身柄拘束という非常に大きな基本的人権の制約が、あまりにも安易、あるいは、ルールが明確でないままに行われているのではないか。実際、勾留が虚偽の自白や供述を得る道具として使われている事実があることは明らかだと思う。こうしたことが起こらないように是非、ルールを改めていただきたいと思う。
- 痴漢事件等の事件において、捜査官が、自由と引き替えに捜査機関の筋書きに沿った供述を被疑者に強要していると思われるケースがあり、起訴前であっても「人質司法」と理解できる行為があると実感している。
- 昭和40年代からの統計を見ると、勾留率が上がっているのに実刑率はさほど変わらないというように思われる。弁護士の経験として、簡単な事件でも随分勾留されてしまうなどの実感がある。
- 起訴されても争っているとなかなか保釈されないという運用が生じている大きな理由の一つは、刑訴法89条4号の条文である。勾留理由のうち、「逃亡すると疑うに足りる相当な理由」は、保釈保証金により担保され、権利保釈の除外事由となっていないのに対し、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」は除外事由とされている。その違いの整合性や、後者について一律に除外事由とすることの合理性を検討する必要があると思う。

などとの見解が示された。これに対し

- 刑訴法197条が任意捜査の原則を定めていることは明らかである。欧米では、我が国より逮捕者数は数倍多く、通常逮捕要件も若干緩く考えられているほか、無令状逮捕も多いことを考えると、我が国では非常に慎重な運用がなされていると思う。また、ヨーロッパ大陸では、身柄拘束されたまま数か月にわたり五月雨式に取調べが行われている実態もある。したがって、我が国に「人質司法」という評価が当てはまるか疑問である。
- 従来、「人質司法」という言葉は、主に起訴後に保釈請求した場合、被告人が黙秘や否認していると却下されがちであることについて使われていたと理解しているが、概念のカバーする範囲が人によって異なるから、その言葉の指す範囲を

明確にした上で議論したほうがよい。

- 身柄拘束の期間について、米国では、一定の制約のもと、身柄拘束自体は一旦開始されるとずっと続き得る制度となっており、それを前提に保釈制度が組み込まれているが、我が国では、起訴前に最大23日間という限度があり、そこに保釈を組み込むのは難しい、恐らくそういう判断で、起訴前勾留には保釈の適用がない。このように、前提となる身柄拘束の在り方は国によって異なっているから、全体的に考えなければ非常に変な制度となってしまう。
- 警察としても、任意捜査を基本として捜査運営に当たっており、もちろん逮捕・勾留も令状によって行っている。逮捕され、勾留され、延長される件数が多いか少ないかは評価の分かれるところであるが、最近の傾向として、侵入窃盗や振り込め詐欺のような件数的にも多い罪種について、共犯等の形態が増え、裏付捜査等が複雑化するなど、捜査を難しくしている要因はある。

などとの見解が示された。

(2) 被疑者国選弁護制度の在り方

被疑者国選弁護制度の拡大については

- 最近では、弁護人が付く前の逮捕直後や任意捜査の段階で集中的に取調べが行われるなど、取調べが前倒しになっている。被疑者の正当な防御のため、逮捕直後、取調べ前の弁護人の助力というものが非常に重要であり、できるだけ早期の段階での国選弁護制度の導入が必要だと考える。
- 被疑者国選弁護制度は、非常に成熟しつつある制度であり、少なくともまずは、対象事件の範囲を拡大することが急務であり、弁護士の対応体制も十分であると思う。
- 弁護人は本来被疑者自ら選任しなければならないところ、国選弁護制度の適用を受けるためには、自ら選任できないことを確認する手続が必要であるが、そのために一定の時間がかかり、逮捕直後から国選弁護人を付するには無理があるということで現在の制度にしたという経緯がある。今は逮捕直後の被疑者については、弁護士会が当番弁護という形で補っているが、これも含め、現実的に何が可能かを考える必要がある。
- 法律上、逮捕から送致までは最大48時間とされているが、実務上、夜間の送致は困難であることなどから送致までの時間は短い上に、食事や睡眠等の被疑者の処遇上の配慮もある中で、送致までに被疑者の取調べを行う時間は限られているのが実態で、その上に国選弁護人選任のための手続を行うこととなると、送致までに必要最小限度の取調べを行うことすら困難となることが懸念される。また、逮捕後まもなく釈放される事案も少なくなく、そういったものまで全て国選弁護の対象とすることは、必ずしも合理的ではない。
- 国選弁護制度導入時の司法制度改革審議会等での議論においても、弁護士会の対応体制の問題と合わせて、税金での国民の負担をどの範囲で考えるべきかも考慮の対象となっている。当時の議論も踏まえつつ、いろいろな観点からの検討が

必要である。

- 国選弁護制度の在り方については、司法取引や有罪答弁といった新しい制度が導入されたときにどうあるべきかということも視野に入れて、議論する必要がある。

などとの見解が示された。

○ 犯罪被害者・証人等の支援・保護の在り方

ア 犯罪被害者等の刑事手続等における負担軽減に関しては

- 性犯罪の被害者等は、事案により警察、検察、裁判所で繰り返し被害状況を供述し又は証言しなければならず、こうした被害者の負担を軽減する観点からは、捜査段階での被害者等の供述を録音・録画した記録媒体を公判廷における主尋問に代えて用いる制度を検討すべきである。
- イギリスの虐待被害者の司法面接などの研究をして、捜査機関だけでなく多方面の専門家が関わる形で、なるべく初期段階の一回限りの原初的な記録を保全する方策自体は、今後取っていくべきだと思う。ただ、それは全過程録画・録音が前提であり、また、公判中心主義や憲法37条2項の反対尋問権、あるいは対質権をすっ飛ばしてできるかと言うと、憲法上無理ではないかと思う。
- 性犯罪について、親告罪や公訴時効の撤廃等の議論もあるが、いかに性犯罪の申告を容易にしたとしても、被害者の二次被害が刑事裁判の中でなされたら、やはり申告できないという問題が出てくるので、できる限り被害者が訴えやすい状況、そして二次被害に遭わないような公判の取扱い、方策が立てられるべきと考える。
- 遠隔地に居住して出頭が困難な被害者や、組織犯罪に関する証人等で裁判所に出入りすることで関係者に尾行されたり報復を受けることなどが懸念される者などについては、その居住地の最寄りの裁判所など、公判が行われる裁判所以外の場所でのビデオリンク方式の証人尋問が可能となるよう検討すべきである。
- 重大犯罪等の証人について、公判廷で氏名等が明らかにされることによって報復その他の不利益を受けるおそれがある場合などに備え、被害者以外の証人であっても、一定の要件を満たせば公開の法廷でその氏名等を明らかにしないことができるようにし、また、証拠開示に際して、一定の場合には、証人の住居に代えて、適宜の連絡先を開示できるようにすることなどが検討されるべきである。
- 暴力団犯罪について言えば、被害者や捜査協力者など、保護対象者として指定をして警戒態勢を取っている方々があり、その中には、遠隔地で仕事も変えて生活してもらっている方々もいるが、報復の不安等におびえる生活を強いられている。そのため、対外的に表示する氏名や住所などの変更ができるような制度が実現できないかということが一つの課題となっている。

などとの見解が示された。

イ 犯罪被害者等に対する支援一般に関しては

- 被害者が必要な支援等を途切れることなく受けることができるようにするため、

警察が犯罪被害者等早期支援団体に情報提供できる旨の規定があるが、検察庁や裁判所も支援を提供できるように関係法令でその根拠を整え、支援活動を保障する仕組みが必要だと思う。また、被害者国選弁護人制度の資力要件の緩和や被害者参加の旅費等の公費負担制度も早期に実現することが必要である。犯罪被害者が刑事裁判にしっかりと関わることができたという実感が、被害回復のための大きな一歩になるので、そのための精神的・経済的負担を少しでも軽くするよう、制度の構築を検討していただきたい。

との見解が示された。

6 刑事実体法の在り方

○ 新たな刑事手続に相応する刑事実体法の在り方

実体法の在り方、特に主観的要素の在り方については

- 取調べの全過程の録音・録画というようなことで、取調べが非常に難しくなる方向に議論が具体化していくとすれば、同時に刑法典についての改正も議論しなければ、一方に偏り過ぎているだろうと思うので、議論の推移を見て、具体的な議論にのせるかを判断していく必要がある。
- 主観的要素というのは結構難しい問題で、これから先、取調べが客観的な証拠にその中心的な位置を譲っていく場合に、具体的な構成要件の中で、どの部分に困難があるかは、一罪一罪全部検討しなければならない作業であって、どこまで本部会でやっていけるのかという問題がある。
- 主観的要素の問題については、これを仮にやめた場合、責任主義といった刑法の基本原則の観点から何か問題が生じることはないか、あるいは、主観的要素をやめたことで生み出される犯罪の成立要件が、広すぎたり逆に狭すぎたりして適切でないものになることはないかといった様々なことを考えた上で、一つ一つの犯罪ごとに検討していかなければならない問題だと思う。
- 今回の刑事司法制度改革との関係で実体法をどうするかという問題は、具体的な制度設計との絡みで検討すべきと考えている。そして、刑法は、国民ないし市民の基本法であり、国民の納得いく形での議論が展開されるべき領域の問題であり、責任主義の観点は重大な人間的根源に関わる問題であるので、そのような点をも考慮しながら、できるだけ具体的な問題点として検討すべきだと思う。

などとの見解が示された。

7 その他

ア その他、

- 再審の規定についての整備が必要であり、特に、証拠開示の点については検討していただきたい。
- 検察官上訴の在り方について、二重の危険の解釈については最高裁判例も出ているが、その解釈でいいのか、ここでもう一度考えてみる必要があるのではないかと。

との見解が示され、これらに対しては

- 再審の証拠開示の問題は、確定した裁判における未提出記録の保存と開示の問題に中心があるのであって、一般の証拠開示の問題とは異なる議論がなされるべきである。検察官上訴の問題については、裁判員裁判における上訴の在り方の議論とは区別しなければならないし、少なくとも実際上は解決済みの問題なので、単なる理論的な考えから改めろと主張するのではなく、覆そうとするからには、不都合があるという事実的基礎を示さないと議論にはならないと思う。

との見解が示された。

イ 今後の検討の視点について

- これまで議論された論点の中には、運用の問題なのか法律の問題なのかということからまずは検討すべきものがある。例えば、罪証隠滅のおそれを保釈要件としてどう考えるかなどという問題は、まずは、法律を改正しなければならないのか、それとも、否認すればそれは罪証隠滅のおそれがあるんだという解釈や運用が問題視されるべきなのかということである。今後は、それぞれの論点について、これは運用の問題か、あるいは法律の問題かということ、どこかで区分けして考えなければならない。
- 裁判員裁判が導入されて環境が変わったところは是非念頭において議論しなければならない。例えば、被告人の虚偽供述は、これまではプロの裁判官に対するものだったので許されてきたが、裁判員裁判が導入され、国民が直接裁判に携わることとなり、これまでのように被告人が虚偽供述をしてもいいのかということを考えなければならない。
- 本部会の議論の目的からすれば、コスト論等によって議論を制約するのではなく、まずは在るべき論をとことん追求した上で、そこに到達するためにはコストや人の不足をどのように克服するかという順番で頭を回していくことが重要であり、両者の次元の違いを十分に踏まえて検討すべきである。
- 権利保障を制度化した場合、請求には必ず応えなければならないが、人的整備がなされていない状況で制度を発足させると、請求に応えられないという大変な事態になってしまう。本質的な議論は行った上で、現実的な取組み方を検討せざるを得ないということはある。
- コストの問題も、考えるべきファクターの一つとして、念頭に置いて議論する必要があるだろうと思う。

などとの見解が示された。